

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

## 第 31 回 農業委員会総会議事録

令和 5 年 1 月 30 日

### 佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	8	今部 好幸	委員
	9	橋本 聡	委員



事務局 長	只今から、31回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中14名で、総会は成立しております。
議 長	議事録書名委員の指名を行います。 署名委員は、8番 今部委員さん、9番 橋本委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。
事務局	報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。 報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。
議 長	番号1 土地の所在が浜佐呂間6番21、現況地目が畑で面積4,148㎡、届出者 北見市 ●●●さん、旧所有者が●●●さん、権利取得日が令和4年10月22日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。 以上です。
各 委 員 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。 ———異議なし———
事務局	報告事項第1号は原案どおり承認いたします。 報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。 報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規程による通知があったので、報告します。
議 長	番号1 土地の所在が仁倉369番2、現況地目が畑で面積29,257㎡、契約期間は平成18年9月28日から平成28年9月27日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和4年12月13日、通知者が、賃貸人 ●●●さん、相続人代表 ●●●さん、賃借人 ●●●さん。解約後については、現在相続未登記の状態となっているため、相続登記を行うよう文書で通知しています。 番号2 土地の所在が川西137番8、現況地目が採草放牧地で面積3,264㎡、契約期間は平成25年1月29日から令和5年1月31日まで、合意解約の成立の日が令和4年11月9日、引渡しの日が令和5年1月31日、通知者が、賃貸人 ●●●さん、承継人 ●●●さん、賃借人 ●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号3 土地の所在が川西136番1外5筆、現況地目が畑で合計面積47,494㎡、契約期間は平成25年1月29日から令和5年1月31日まで、合意解約の成立の日が令和4年11月9日、引渡しの日が令和5年1月31日、通知者が、賃貸人 ●●●さん、承継人 ●●●さん、賃借人 ●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号4 土地の所在が武士253番1外2筆、現況地目が畑で合計面積48,327㎡、契約期間は平成25年1月29日から令和5年1月31日まで、合意解約の成立の日が令和4年11月14日、引渡しの日が令和5年1月31日、通知者が、賃貸人 ●●●さん、賃借人 ●●●さん。解約後は賃貸借です。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。

各 議 員 長	<p>———異議なし———</p> <p>報告事項第2号は原案どおり承認いたします。</p> <p>次に、議案の審議に入ります。</p>
事 務 局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>農地法第3条の規定に基づき、下記の者より許可申請があったので、可否について審議願います。</p> <p>番号1</p> <p>土地の所在が永代町141番3、現況地目が畑で合計面積1,964㎡、譲渡人●●●●●さん、譲受人●●●●●●●●●●、農業従事者が世帯員4名、経営状況は、肉牛4351頭飼育し、トラクター11台、ホイールローダー7台を所有しています。経営面積は畑が2,138,148.77㎡、採草放牧地が79,125㎡、合計2,217,273.77㎡。価格は300,000円、10㎡当たりの単価は153,000円の売買です。この案件につきましては、1月19日関係農業委員さん立会いのもと書類審査を実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと、(1ページ)です。申請地につきましては、佐呂間別川堤防沿い、町民センター東側の土地となっています。</p> <p>番号2</p> <p>土地の所在が富富士190番6 外13筆、現況地目が畑で合計面積36,690㎡、貸主が●●●●●さん、借主が●●●●●●●●●●、農業従事者が世帯員4名、経営状況は乳牛194頭、育成牛61頭を飼育し、トラクター4台シヨベル1台を所有しています。経営面積は畑が1,370,273.31㎡、採草放牧地が572,305㎡、合計1,942,578.31㎡。30年間の使用貸借となります。この案件につきましては、1月17日関係農業委員さん立会いのもと書類審査を実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと、(2ページ)です。申請地につきましては、富富士3号から5号にかけての土地となっています。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
大 澤 委 員	<p>番号1について市街地区の狭い土地ですが、ここを●●●●●●●●●●が畑として使うということなのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>畑として使うということで申請を受けていますが、詳しくどのように使うかまでは確認していませんでした。</p>
議 長	<p>農地法3条で許可するということは、畑として使うということが前提の許可になりますが、申請者が畑として使うことに疑問が残ります。いったん保留とし、事務局から申請内容を再度確認してもらうこととしてよろしいでしょうか。</p>
各 議 員 長	<p>———異議なし———</p> <p>では、議案第1号番号1については保留とします。</p> <p>番号2について何か質問ありますか。</p> <p>質問が無ければ原案通り可決してよろしいでしょうか。</p>
各 議 員 長	<p>———異議なし———</p> <p>議案第1号番号2は原案どおり決定いたします。</p>
事 務 局	<p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p>

番号 1.  
 利用権の設定等を受ける者が、川西 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が川西 ●●●●さん。土地の所在が川西 137 番 8、現況地目が採草放牧地で面積 3,264 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 2 月 1 日から 10 年間、賃貸料は年額 8,000 円、10 ㎡当たり 2,500 円で、前は 2,800 円でした。あっせん会につきましては、令和 4 年 12 月 7 日から 1 回実施しております。  
 図面で説明いたしますと（3 ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、道道計呂地若佐線沿い、若佐市街からおよそ 700 メートルほどの土地となります。

番号 2.  
 利用権の設定等を受ける者が、若佐 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が川西 ●●●●さん。土地の所在が川西 136 番 1 外 4 筆、現況地目が畑で面積 47,215.93 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 2 月 1 日から 10 年間、賃貸料は年額 137,000 円、10 ㎡当たり 2,900 円で、前回は 2,900 円でした。あっせん会につきましては、令和 4 年 12 月 7 日から 1 回実施しております。  
 図面で説明いたしますと（3 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、道道計呂地若佐線沿い、若佐市街からおよそ 600 メートルほどの土地となります。

番号 3.  
 利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が富丘 ●●●●さん。土地の所在が武士 253 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 48,327 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 2 月 1 日から 10 年間、賃貸料は年額 231,000 円、10 ㎡当たり 4,800 円で、前回は 4,800 円でした。あっせん会につきましては、令和 4 年 12 月 2 日から 1 回実施しております。  
 図面で説明いたしますと（4 ページ）です。申請地につきましては、朝日武士 11 線道路沿い武士 36 号付近の土地となります。

番号 4.  
 利用権の設定等を受ける者が、幌岩 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が幌岩 ●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間 586 番 1 外 48 筆、現況地目が畑で合計面積 302,907 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 1 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 1,450,000 円、10 ㎡当たり 4,800 円で新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 4 年 7 月 20 日から 3 回実施しております。  
 図面で説明いたしますと（5 ページ）です。申請地につきましては、国道 238 号線の南側、浜佐呂間 5 線から幌岩 4 線にかけての土地となります。

以上です。

議 長  
 各 委 員  
 議 長  
 事 務 局

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。  
 何か質問等、ありませんでしょうか。  
 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。  
 ——異議なし——  
 議案第 2 号は原案どおり決定いたします。  
 議案第 3 号 現況証明願について  
 このことについて、事務局の説明を求めます。  
 議案第 3 号 現況証明願について  
 下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。

番号 1.  
 土地の所在が永代町 141 番 18、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は宅地、合計面積 350 m<sup>2</sup>、所有者 ●●●●さん、願出人 永代町 ●●●●

議 長	●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと（6 ページ）です。申請地は、町民センター東側の土地となります。 以上です。
各 委 員 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各 委 員 長	———異議なし——— 議案第3号は原案どおり決定いたします。 その他
各 委 員 長	各委員さんの方から何かありませんか。 ———ありません——— なければ第31回農業委員会総会を終ります。